

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	カムアン県およびサワンナケート県の看護師、看護学校学生および当該県保健局職員への技術指導・技術移転を通し、当該県の歯科・口腔保健サービスシステムを構築し、当該県住民の歯科・口腔疾患の予防に貢献する。事業第二年次の目標として、ほぼ達成された。
(2) 事業内容	2016年10月18日の日本NGO連携無償資金協力申請書の内容に基づいて事業を実施した。本団体の日本人専門家がラオスに渡航し、各専門家が有する技術に関係者に移転した。看護師の歯科・口腔保健知識・技術レベルが住民に歯科サービスを提供するに足るレベルまで向上した。本事業第二年次の予定されていた活動は全て実施された。 (事業内容の詳細は、「第二年次 最終報告書(別紙)」を参照) 1. 25のヘルスセンターに所属する看護師への実技指導の継続実施 本事業第二年次も、事業初年度にて開始した看護師に対する実技指導を継続して実施した。対象は通年でカムアン県内の25のヘルスセンター(所在地図は別紙1参照)に所属する26名の看護師(看護師リストは別紙2参照)である。歯科口腔保健知識・実技に対する看護師の習熟度を考慮しながら、必要な実技を丁寧に指導した。 2. 公衆衛生学校に歯科・口腔カリキュラムを導入 第二年次下半期において、カムアン県およびサワンナケート県の公衆衛生学校(旧称:看護学校)にて既にカリキュラムが稼働した。両校の教員が生徒に対して、メソッドを基本に歯科・口腔保健の知識を指導した。本事業第三年次にて、カウンターパートであるヘルス・サイエンス大学所属の歯科医が、教員の指導方法を評価、再指導(必要により)を行う。 3. 事業終了後のシステム管理の要となる保健局職員の教育 事業継続発展性を確保する為に必須要員となるカムアン県内の保健関連職員との討議機会を設定した。各機関が抱える課題について改善案を討議し、本事業最終年度に向けて事業参加者一同が事業に対する意識を現状の活動結果を踏まえ共有した。 4. ヘルス・サイエンス大学への技術移転 ラオス歯科医療の補綴領域(歯の欠損を義歯などの人工物を用いて修復する事)における技術水準の向上を目的として、同大学歯学部のカリキュラム、および技工士学校のカリキュラムの見直しを行い、同大学の教員および学生に対して技術移転を行った。歯の欠損補てんは歯科医療の中でも重要な役割の一つであり、ヘルス・サイエンス大学補綴課の教員および学生に対して技術移転を実施。本事業第二年次を通して、(1)技工士育成のための技術指導、および(2)技工士学校カリキュラムの見直しを行った。

(ここでページを区切ってください)

(3) 達成された成果	本事業初年度において歯科・口腔保健サービスシステム稼働に必要な要件整備が完了し、第二年次ではシステム定着に必要な技術指導・移転を主体として実施した。第二年次において、上位目標の達成につながる成果を得た。カムアン県保健局からの指導により、対象25のヘルスセンターにおいて、医療日誌の項目の中に歯科医療が含まれるようになった。日誌（日付、属性情報、症状、治療内容、等）、および月別データ表（治療別）に歯科医療の項目が掲載されている。本活動の結果として、県保健局が歯科医療をヘルスセンター在籍看護師の正規の活動として認知したことを意味し、持続発展性を裏付ける事実となった。 カムアン県保健局が主体的に本事業に関与しているため、SDGs 3.cに該当する保健人材の開発・訓練などが非常に円滑に行われた。また、事業初年度より住民に歯科・口腔保健サービスは継続して提供されており、技術移転を済ませた同保健局職員がサービス提供を後押ししているため、住民は歯科・口腔保健サービスへのアクセス（SDGs 3.8に該当）が可能となった。 1) 医療関係者、住民が本事業で裨益する。 医療関係者のワークショップ等受講者数：103名 住民の受診者数：2,621名（目標：2,000名） 間接裨益者数：10,484名（目標：8,000名） 2) 対象地域住民の歯科・口腔保健に対する理解が深まる。 ヘルスセンターに訪れた住民に歯科・口腔保健の簡易講義を実施、講義後の簡易テストに対して、92%の住民が正解した。（目標：村の住民8割が歯科・口腔保健を理解できる） 3) 学校歯科保健の導入・定着 対象の小学校25校において、教員が児童に歯科・口腔保健を教育し継続して実施されている。 4) 歯科・口腔保健に関する看護師の知識習熟度 歯科・口腔保健に関する習熟度を確認するためのテストにおいて、看護師全員の平均正解率は89%となった。（目標：看護師全員がテストの正解率8割以上）
(4) 持続発展性	カムアン県保健局からの指導により、事業対象25のヘルスセンターにおいて、医療日誌の項目の中に歯科医療が含まれるようになった。本事業活動の結果として、県保健局が歯科医療をヘルスセンター在籍看護師の正規の活動として認知されたことを意味し、ラオス初のケースとなった。歯科・口腔保健が看護師業務に位置付けられたことにより、本事業終了後もヘルスセンターにおける歯科・口腔保健サービスが住民に提供されることになり、持続発展性を裏付ける事実となる。 本事業第三年次では、看護師の歯科医療技術の更なる定着・向上を目指して技術指導を行う。また、本事業終了後に県保健局が独自に、そして安全な歯科・口腔保健サービス提供を管理できるように技術移転を行っていく。N連事業の終了後には、本団体の自己資金を活用して、半年に1回の頻度で、現地の保健局、ヘルスセンターの視察を介してモニタリング・評価を行い、必要により適宜改善提案を行っていく計画である。